

令和 8 年

亀山市教育委員会 5 月定例会会議録

亀山市教育委員会 5 月定例会会議録

1. 日 時

令和 8 年 5 月 1 1 日（月）午後 1 時 3 0 分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎 3 階 大会議室

3. 出席委員

教 育 長	中 原 博
2 番委員	宮 村 由 久
3 番委員	吉 岡 洋 子
4 番委員	大 平 雅 章

4. 欠席委員

1 番委員	若 林 喜美代
-------	---------

5. 議事参与者

教育部長	大 平 守
子ども未来部長（以下子ども部長）という。）	高 宮 綾 子
教育総務課長（以下総務課長という。）	渡 邊 尚 也
学校教育課長（以下学校課長という。）	武 居 政 敏
教育推進課長（以下推進課長という。）	谷 伸
生涯学習課長（以下生涯課長という。）	池 口 昌 伸
図書館長	高 重 京 子
子ども政策課長（以下子ども課長という。）	草 川 温 子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	岡 田 久仁夫
教育推進課主幹兼支援推進グループリーダー（以下教支GLという）	北 川 恵美子
教育推進課主幹兼研究推進グループリーダー（以下教研GLという）	小野寺 順 子
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	草 川 正 富
教育総務課主幹（兼）総務・保健給食グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶

子ども政策課主幹（兼）保育サポートグループリーダー（以下保育GLという。） 早 川 美 紀
市民文化部文化課主任主査（以下まち担当という。） 亀 山 隆
教育総務課総務・保健給食グループ主査 岩 谷 千 夏

6. 会議録署名者指名

2 番委員（ 宮 村 由 久 委員 ）

3 番委員（ 吉 岡 洋 子 委員 ）

7. 会議録の承認

4 月定例会

8. 教育長報告

教育長 （令和8年5月定例会教育長報告に基づき報告）

9. 議案

教育長 議案第48号「人事案件について」及び議案第49号「人事案件について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第48号及び議案第49号については、人事案件でございますので、公開・非公開についてお諮り願います。

教育長 議案第48号及び議案第49号については、人事に関する事件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、各委員に諮る。非公開とする委員は挙手を願う。

【各委員挙手】

教育長 全員非公開に賛成のため、議案第48号及び議案第49号「人事案件について」は非公開とする。

（関係職員以外は退室）

《非公開》

（議案第48号及び議案第49号は可決される。）

（退室した職員入室）

教育長 議案第50号「令和8年6月亀山市議会定例会教育行政現況報告について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第50号「令和8年6月亀山市議会定例会教育行政現況報告について」であります。提案理由としましては、令和8年6月亀山市議会定例会に提出する教育行政現況報告を別冊のとおり策定することについて、委員会の議決を求めるものです。総務GLより朗読します。

(総務GL朗読)

吉岡委員 1点目、資料2ページの「自分を守るSNSルール～SNSあんしんガイドブック」について、情報提供いただきたい。

2点目、小学校プールについて、今年度は7校の実施という中で、昨年度利用していたB&Gプールについて、特に記述が無いということは、今年度はB&Gは使用しないという認識でいいのか。また、今回実施しない亀山東小学校や井田川小学校等の保護者への説明として、水泳指導の有無などの違いについて、うまく説明することが大切であると思う。

3点目、中学校給食について、周りでも「とても美味しくなった」「美味しくいただいている」という声を耳にするが、新たに始めてみて、課題やトラブル等があったのであれば、教えていただきたい。

教育長 1点目、冊子については準備させていただく。

総務課長 2点目、プールについては、今年度B&Gは使用せず、全て(株)コパンの施設を使用することとしています。一般利用者との兼ね合いやプール指導等を含め、総合的に判断した結果となっています。また、今年度は亀山西小学校と比較的小規模な学校において実施するという考えですが、これは施設の老朽化等による改修や児童数を勘案した費用対効果等から判断し実施することとしたものです。今後は、亀山東小学校等大規模な学校も民間施設活用を順次実施していく方向で考えています。

教育長 小学校のプール施設については、老朽化による改修が必要となり、今後、維持管理していくには、かなりの費用を要することが想定される。最終的には亀山東小学校と関小学校も移行することとしているが、井田川小学校と川崎小学校については、施設がまだ新しいことや、大規模な改修を行って間もないこともあり、自校プールによる授業を予定している。一見、民間への移行が望ましいという

ように思われるかもしれないが、例えば移動時間の観点から考えたりすると、自校方式は自校方式の良さがある訳で、どちらの方法がいいということはないと考えている。いずれにせよ、先生の負担軽減や指導の部分ではなく、施設の維持管理上の課題から事業を進めているとご理解いただきたいと思う。

総務課長

3点目、運用を開始して、当初は配膳から回収までに時間を要することもありましたが、現在は教職員もだいぶ慣れてきてスムーズに出来るようになってきていると感じています。また、アレルギー対応の面でも、繰り返し行うことによって、当初の動線等少し手順を変えた方がいいのではというように、日々話し合いを行いながら改善に努めています。

吉岡委員
総務課長

給食は、時間内に食べて片付けまで行えているのか。

チャイムが鳴ってから配膳を始め、5～10分程度、遅くとも15分ぐらいまでには給食を食べ始めており、昼休み中に食べ終わって片付けするまで確実に終わっている状況です。

教育長

課題については、特にないと判断している。いわゆる開始してようやく1ヶ月経ったが、資料の現況報告(案)にも記述したとおり、最初は教職員に戸惑いがあったものの慣れてきたということである。生徒については、小学校でもしていたことであり問題はない。また、調理後2時間以内での喫食についても問題なく出来ている。給食開始と同時に高速道路のリフレッシュ工事があり心配もあったが、デリバリー給食時に培った情報を基に、混雑を回避しながら上手く対応いただいた。アレルギー対応についても、大きな事故に繋がらないように、ものすごい緊張感で、業者も担当の管理栄養士も業務にあたっているし、校長先生も本当にピリピリした状態で対応いただいている。何かあればスムーズに改善が図られるよう教育委員会としても支援をしていきたいと考えている。

宮村委員

1点目、資料1～2ページにある「A I型学習教材」はどのようなものか、教えていただきたい。

2点目、資料3ページ、「保護者による保護者のための相談会」についても併せて教えていただきたい。

3点目、部活動の地域展開について、今回の資料では具体的にはふれられていないが、現在、全国的に新潟での事故が話題に挙がっている。亀山市においては、現状の中学校部活動の中で、例えば中

体連の時はどういう形で送迎等を行っているのか。現状はまだ部活動の一環であるため学校が関わっているが、これから地域展開をして、今まで教育の一環であったものが教育の一環でなくなった時に、地域展開された部活動においても対外試合等もあろうかと思うが、その辺りの送迎等については、今後協議等を行っていくということになるのか。あくまで現状で構わないので教えていただきたい。

4点目、モルックの体験会の記述の部分で、少し文面に違和感がある部分があるので、記述について検討いただきたい。

推進課長

1点目、児童生徒が、タブレット端末を使用して問題などに自身で取り組んでいくような学習教材です。

宮村委員

A I を使ってやり取りをするということか。

推進課長

そのとおりです。その子のペースに合わせて、やり取りを進めていけるような教材となっています。

宮村委員

従来のタブレットには、そのような教材はなかったのか。

推進課長

昨年度の試行期間を経て、今年度から本格実施したものです。

宮村委員

資料の記述には、「事務手続きをはじめとした必要な準備を進めている」とあるが、これは本格実施に向けての事務手続きということか。

推進課長

そのとおりです。

教育長

これまでも、学習歴を残し、それに基づいた問題を出すようなものもあった。今回の教材は、個人データが蓄積され、そのアカウントの児童生徒に応じて、より適切な問題が出題されることになる。要するにその子の弱みが明らかになってきて、その弱みに関する問題が多く出題されるようになる。その時に先生と一緒に問題を解くことによって、苦手意識のある問題を乗り越えていくという感じとなっている

宮村委員

そのような新しい取組ということか。

教育長

そのとおりである。

学校課長

2点目、今まで不登校の相談となると、スクールカウンセラーや担任、学校職員が相談することとなっており、併せて県教育委員会の相談会等もありました。そのような中で、今年度は、NPO法人や市内の不登校の保護者の有志の会と連携をしながら、学校の先生にはなかなか言いにくいことを、自分の子どもが不登校を経験している保護者との相談が直接できるというような場を何とか持つこと

はできないかということで、今月末に打ち合わせを行いつつ、1学期の実施を検討しているところです。

宮村委員
学校課長
教育長

これも今年度初めての取組みか。

そのとおりです。

もう少し丁寧に言えば、不登校のお子さんを育てた経験のある保護者による、不登校で困っている保護者に対してアドバイスする場のような方向性と想定している。県下でもあまり行っていないことだと思う。これは、団体側からいただいた話である。その中で「気にせずゆっくり休ましてあげてもいいよ」というような感じのアドバイスを行政側ではなく、この方たちが言う方が理解・納得できる部分もあるかと思う。

学校課長

3点目、現状、基本的に中学校の練習試合や中体連等の大会において、教育委員会として把握していますのは、基本的には現地集合現地解散という形です。公共交通機関の利用や保護者の送迎が基本と考えています。また、昨年度までの中体連の鈴鹿地区大会については、教育委員会から補助金を出し、バスを借り上げて対応を行っていました。このような現状があり、まだ確定しているものではありませんが、部活動が地域展開されたとしても、おそらく同様の方向性になっていくのではないかと想定しています。

教育長

現状、職員等が送迎することはない。

宮村委員

今まで学校教育の一環の中の部活動という歯止めがあったが、これから地域展開が進むと、スポーツクラブというか、もっと広域的になってくると考えられる。そういった中で、交通手段も一つの課題になってくるのではないかと思う。

教育部長

地域展開後の練習や試合について、この交通手段については、おそらくその地域クラブの考え方に委ねられると考えています。その中で、国の補助金の対象経費には、旅費についても記載があります。検討中ではありますが、その辺りについても追々詰めていきたいと考えています。

宮村委員

補助金といえども、潤沢な補助金であるのかも不明であり、結局、受託されたスポーツクラブ等の方が知恵を絞って行うとすると、ついつい無理してしまう可能性もあるため、これからの課題として検討いただきたいと思う。

教育長 4点目については、記述内容について検討させていただく。では、一部ご指摘のあった部分を修正し、私に一任していただくこととし、可決することに異議はないか。

(全委員異議なし)

(議案第50号は可決される。)

教育長 議案第51号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 専決第1号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について(亀山南小学校)」であります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、学校課長より説明します。

(学校課長資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第51号は承認される)

教育長 議案第52号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 専決第2号「亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」であります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、まち担当より説明します。

(まち担当資料に基づき説明)

教育長 この審議会はどのような内容の審議を行うのか。

まち担当 閑宿の町並み保存に関しまして、建物の修理等の具体事例についての審議と、この伝建地区の全体的な意思形成、特に施策方針などの策定を行う際にご審議をいただく委員会となっています。

教育長 年間どの程度開催されるのか。

まち担当 基本的には年1回の開催となっています。

教育長 近々、大々的な会議が開催されると聞いているが。

まち担当 令和9年5月に全国の伝統的建造物群保存地区協議会、いわゆる伝建地区を抱えている市町の協議会の全国大会が亀山市で開催される運びとなっています。

(異議はなく、議案第 5 2 号は承認される)

10. 協議事項

教育長 協議事項 1「亀山市教育功労者表彰について」事務局の説明を求める。

(総務課長詳細説明)

教育長 今回は相談という形でご意見をいただきたい。1 点目として、今年度からスポーツに関する事務が教育委員会の管轄となった。スポーツ分野としては、これまでも違う形で功労者表彰があったとは思われるが、ここの部分についてどのように行うかということである。現段階においては、当該規則ではスポーツ分野に関して表彰することは明記されていないため、表彰しようとする規則第 2 条第 5 号の規定に基づき実施することとなる。

2 点目として、年々被表彰者が減ってきている中で、PTA 連合会主催の教育懇談会の前段に、PTA 関係者を交えて行うことについて如何かということである。たくさんの方に見ていただくことも大事なことであるが、別の機会を設けて表彰することも一つの選択肢ではないかということである。

3 点目として、当該規則では、表彰は毎年 1 1 月に行うこととしており、特別な事情があれば随時行うことができるとなっている。この点は、被表彰者にもよるが、例えば隔年とか 3 年に 1 回という形でいいのではないかという部分である。

このあたりについて、どのような感じの印象持たれているのか伺いたい。その後の検討の参考とさせていただきたい。

宮村委員 やめるという選択肢はないのか。

教育長 教育委員会として表彰規定を設けてない地域も含め、実際行っていない市町も多い。表彰の主旨としては、「子どもを褒めましょう。その子どもたちに携わった人たちも褒めましょう。」というような感じで始めた認識している。始めることよりも、やめるということは非常に困難であると認識している。

宮村委員 この仕組みを作る時に私も教育委員であったが、長年学校に携わる先生を表彰するのではなく、民間市政のそれこそ日の当たらないようなところでこつこつと学校に携わっていただいている方を表彰しようというものであった。当時は、経営品質で人を褒めることは

非常に大事ということもあり、表彰規則を策定したいという提案があり、賛同して作ったものである。先ほどやめるという選択肢について質問したが、そういう意味では続けていくことが非常に大事だと考える。ただ、当初は被表彰者も多かったが、ここ2～3年は分野が一巡して確かに少なくなってきており、当時は分野が一巡した時にその在り方について考えましようという感じであった。2年に1回とか、教育長の任期に合わせて3年に1回にして、教育長の想いを載せて表彰するとか、そのような考え方もあるのではないかなと思う。

場所についても、教育懇談会のような広い場所で褒める、表彰するという行為はいいと思うが、PTA連合会の貴重な時間を使っていることも事実であり、別の機会に表彰することも一つの選択肢にはなろうかと思う。話は変わるが、社会福祉協議会の社会福祉大会も前段に表彰式があり、三重県教育談義についても同様であり、一つのセレモニーとして、たくさんの方の前で表彰することとなり十分成り立っている。同様に亀山市においても教育懇談会の中で、教育関係者がたくさん集まっている前で、そういう地道に活動してくれた方々を表彰しており、いい場を見つけたなと思っている。

教育長 いい面もあるが、教育懇談会として見たときに、各校PTAが話す時間が少なくなってしまうという部分もあり、そのバランスは難しい。

大平委員 PTA会長として教育懇談会に出席させていただいたことがあるが、やはり時間的な制限も大きく、自分が話したことが本当に伝わっているのかなと感じた。終わりの時間を延ばすのであれば対応可能かもしれないが、表彰式が別の機会となり、余裕を持った教育懇談会を開催できるのであれば、それはそれでいい面もあるかなと考える。

吉岡委員 基本的には皆の前で表彰されることは大事なことだとは考える。
教育長 表彰式の在り方については、一度事務局の方で検討させていただくこととする。

1 1. 報告事項

教育長 報告事項1「令和8年度亀山市教育要覧について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

吉岡委員 資料編10ページについて、中学校給食が始まったことにより、この項目に変更は無いのか。

総務課長 訂正いたします。

大平委員 資料22～23ページの予算の部分について令和7年度と令和8年度を比較すると大幅な減額となっているが、これは施設整備費によるものであるのか。

総務GL 施設整備につきましては、修繕費も増額となっており、基本的には大幅な減額はございません。

大平委員 学校管理費とは、例えばどのようなものであるのか。

総務GL 学校運営するための予算であり、施設の修繕工事費、保守点検委託料、光熱費、会計年度職員の人件費等多岐にわたっています。

大平委員 では、大きな要因としては何か。

総務GL 施設整備の観点から申しますと、中学校費に関しては、ご指摘のとおり中学校の配膳室等の設置工事が完了し、今年度からは給食調理関係の委託に変わっていますので、その差額は減額となっており、1つの要因となっています。

総務課長 それ以外の要因といたしまして、学校教育関係の予算もありますので、別途回答させていただきます。

教育長 それではご指摘のあった部分については修正させていただく。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「生徒指導について」説明を求める。
(推進課長詳細説明)

大平委員 4月の交通事故の件数が0件となっているが、内容が確定した案件について、その段階で計上されるということでもいいのか。

教育長 学校からの報告により集計をしているものである。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「令和7年度いじめ・不登校に関する事案について」事務局から説明を求める。
(推進課長詳細説明)

宮村委員 不登校の児童生徒が随分増えてきている。その対応でふれあい教室等様々なチャンネルが増えてきており、それは望ましいこと

と思う。一方で、それを対応している不登校児童生徒支援コーディネーターや校内教育支援センター支援員、学習指導員等について、幅広い学年で不登校児童生徒がいるが、その人員の確保については如何なものか。

学校課長 校内教育支援センター支援員については、市単で配置をしており、今年度は12名配置しています。資格要件として、小学校教員免許や幼稚園保育士等の免許保持者として質の担保を図っています。現状は充足しており、本年度人数を増員した中で、配置希望も含めて何とか間に合っている状況であります。併せて質の担保のために、研修の機会も増やしています。

また、学習指導員は、県費負担となり、不登校支援だけではなく学習補充にも対応していただく教員です。ここについては学校から推薦いただき任用していますが、欠員になるような状況ではございません。

宮村委員 幅広い学年の不登校児童生徒に対して、個々に応じて対応する必要があるかと考える。人数は足りているとのことであるが、対応は出来ているという認識でいいのか。

学校課長 もちろん人数がたくさんいれば、それだけ支援が手厚くなるという現状はありますが、昨年度の不登校児童生徒の人数や本年度継続しそうな人数について把握を行い対応しており、今いる人材の中で支援をしていただいているというのが現状となっています。

宮村委員 学校に登校するだけではなく、様々なチャンネルがあり、児童生徒が行きたいと思える所にいけることはいいことであるが、一方では学習の保障も必要である。人も必要であるが、予算も必要であり、非常に大変な問題である。

教育長 不登校の保護者の方が、学習が出来ないので保証して欲しいといった声はあまり聞かないが、その中でオンライン学習やプリント配布等によって、その保証ができる環境にはある。ただ、それを行うのは子ども自身の問題となり、難しい部分がある。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「民間施設活用による水泳指導について」事務局から説明を求める。

(推進課長詳細説明)

大平委員

亀山西小学校の児童が近いので徒歩で移動するということは理解できるが、気になる点もある。午前1コースか午前2コースの形になり、午後も授業が開催される場合、水泳は意外に体力を消耗しやすいと考えられるため、帰りだけでもなんとかバスを使用しないと、居眠り等子どもの授業に支障をきたさないのかという心配はないのか。

また、安全管理指導の部分で、(株)コパンに一任しているわけであるが、担任の先生はいつでも入水できるようなスタイルで、プールサイドで監視体制をとっていただく方向であるのか。

学校課長

亀山西小学校の移動に関して、現状、バス利用については関小学校のスクールバスを使います。よって、全ての時間にバスを使うことができないという面があり、午後に関しては関小学校の下校時刻と重なるため、基本的には使用できないと判断し亀山西小学校のバス移動は想定していません。学校からも要望等はあったものの、本年はこの形で実施する方向となっています。

また、安全指導管理の面ですが、詳細打ち合わせ等を行った結果、指導についての責任の明確化ということで、教員は入らないこととしています。教員は周りには立ちますが、あくまで見守るという形です。

大平委員

例えば何か想定外の事故を考えたときに、教職員や担任の先生とか責任ある立場の方は、速やかに入水できるようなスタイルの方の方がいいのではないかと考え質問させていただいたのだが。

教育長

本当に緊急事態の時は、水着を着ている着ていないにかかわらず、そのままの状態ですぐプールへ飛び込むことになるかと考えている。

この事業は、昨年一昨年の試行を踏まえて、このような形であれば出来るのではないかと進めている。大掛かりな事業であり、不都合等があれば、改善をしていくということでご理解をいただきたい。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長

報告事項5「亀山市立亀山幼稚園における園児募集について」事務局から説明を求める。

(子ども部長、子ども課長詳細説明)

大平委員 中長期な計画の中で、井田川認定こども園化と亀山認定こども園化の方向性が示されているが、具体的な計画年は現在のところ未定となっているのか。

子ども課長 時期に関しましては現在決まっていません。ただ、資料20ページのとおり、順番としては、まずは井田川認定こども園化を先行して実施いたします。

大平委員 幼稚園と保育園が統合という計画で上がっているが、そもそも受け入れ体制が全く異なる中で、統合となった場合は、全て同じ形で園児の受入れを行う予定であるのか、それとも幼稚園は幼稚園、保育園は保育園という形で分けるのか。

子ども課長 整備の方針といたしましては、いずれも認定こども園化の整備を目指しています。認定こども園は、再編方針の1ページにあるとおり、教育・保育の一体的提供を制度的に保証するとともに、保育教諭の養成・確保を通じて、職員体制の安定化を図ることも可能と考えていますので、今後の方向性としては、統合して同じ園舎で運営にて行うこととしています。

教育長 認定こども園となると施設の改修が必要と考えられる。また、幼稚園の場所を使うとなると、保育園にも対応できるようリフォームは必要ということか。

子ども課長 井田川認定こども園については、基本的には井田川幼稚園の園舎を想定していますので、給食施設が無いことから整備が必要と考えています。亀山認定こども園については、どの園舎を使うか、場所も決まっていないため、改めて整理することになるかと思います。

吉岡委員 各中学校区で認定こども園ができるということで、素晴らしい内容だと思う。その中で、ここに上がってきていない、例えば第一愛護園や昼生保育園などについて、ある程度どのようにしていくのか構想はあると思うが、その辺りについて如何か。資料20ページの中で、少し匂わせるような記述があってもいいかと個人的には思ったが、如何か。

子ども課長 資料20ページのとおり、認定こども園化をする園以外の園については、基本的に現時点におきましては、一旦そのまま継続して維持していく予定としており、費用面の確保等を踏まえまし

て、民間委託の検討や小規模保育事業化の検討をしていくことと
しています。

吉岡委員 資料 17 ページにある「必要に応じて公立施設において民間委託の可能性も検討します」というのは、必要に応じてこれから新しい事業者を開拓したり、募集したりするとか、そのような提案を兼ねているということか。

子ども課長 新たな民間委託も含めて検討していくことと考えています。

宮村委員 資料 12 ページによると、第 3 号認定については依然として待機児童が解消できていない状況である。この部分については、民間頼みと考えていいのか。その状況について教えていただきたい。今後の少子化の状況や保護者のニーズ等をとらえて、今回の再編方針には入っていないが、第 4 版や第 5 版に反映していくものであるのか。

子ども課長 令和 5 年度の和田保育園増築事業により、その時点で一旦待機児童の数は減っていますが、依然として待機児童が発生しており、令和 7 年度も同様に発生しています。また、主に 0 歳、1 歳児で発生しています。亀山市の状況として、児童数は減少傾向にあるものの、利用率や保育所等の利用率は若干上がり気味、若しくは横ばいの状況です。現時点でも待機児童が発生している状況から不足しており、どのように確保していくかが課題となっています。民間委託や民間事業者の活用もですが、資料 20 ページの下段にある民間委託の検討ということで、小規模保育事業化の検討は 0 ～ 2 歳児の保育を行うとなっていますので、そのあたりで低年齢児のニーズに対応した施設整備を開始すると考えており、その方向性を示させていただいています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 6 「工事及び委託業者の発注状況について」説明を求める。

(担当課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 7 「教育委員会行事及び予定について」説明を求める。

(総務課長、学校課長、推進課長、生涯課長、図書館長詳細説明)

宮村委員 修学旅行について、3中学校とも東京方面や沖縄方面と行き先が違うが、どのような形で行き先を決定するのか。

教育長 教育活動の一環として学校が選定することとなる。

宮村委員 東京方面はどのような学習をするのか。

学校課長 国会議事堂周りの散策や山梨河口湖周辺での散策やマリンスポーツ等と聞いています。

教育長 亀山中学校は広島方面で平和学習と聞いている。

宮村委員 生徒の希望等もあるのか。

教育長 あくまで先生の教育活動のカリキュラム編成上である。加えて予算の兼ね合いもある。

(ほかに質問はなく、報告を終わる)

報告事項8「後援事業について」資料確認

12. その他

学校課長 教育委員訪問の日程について

13. 閉会

午後3時38分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

2 番委員

3 番委員